令和6年度鹿沼市地域ボランティア活動補償制度

- 令和6年6月1日から令和7年6月1日までに発生した事故が対象です -

市民の皆さんが、地域のボランティア活動中(下の対象となる活動参照)にケガをしたとき、他人にケガを負わせてしまったとき、他人の物を壊してしまったときに補償される制度です。 事故が発生し、補償を受ける場合には、必要となる書類等がございます。窓口やお手続きについては、4ページをご確認ください。



加入手続き・保険料は 必要ありません!

対象となる活動

- 1 市または市民団体等が主催(もしくは共催)する公益を目的とし無報酬で行われる活動 ※交通費・昼食代程度の実費弁償等は、無報酬とみなします。
- 2 市の行う事業または活動のうち、地域活動に類するもので市民が無報酬で参加する活動

【地域ボランティア活動例】

①地域社会活動	自治会活動、清掃活動、美化活動、スポーツ競技の運営、災害復興支援、
	防災活動、公共施設の管理、交通安全、町内会祭りなど
②社会福祉活動	高齢者・障がい者等の生活介助、奉仕活動、旅行の付添いなど
③青少年健全育成活	講演会、音楽会、絵画教室、演劇鑑賞、授業等の補助、
動	行事の準備作業、PTA奉仕作業など
④社会教育活動	団体の親睦を目的として行われるスポーツ・レクレーションなど

★事故が起こらないよう、十分に安全面を配慮されたうえでの活動をお願いいたします。

※補償の対象とならない活動例

✗ 政治的・宗教的活動及び特定の思想に基づき組織された団体による活動または特定の思想を目的とする 活動。ただし、以下例に挙げるような市民団体等が主催し市民や地域のために行われる活動については 宗教的活動とはしません。

例: 鹿沼秋まつりへの参加(鹿沼秋まつり実行委員会主催)、地域伝統行事への参加、 地域で祀る社寺の清掃活動等

- ★ 営利を目的とした活動
- ✗ 学校、幼稚園又は保育園児童生徒が当該学校等授業、行事等の教育活動等として実施する活動(クラブ活動を含む)
- ★ 害虫・害獣駆除のために行う活動(とらばさみなどの罠や銃火器を使用する活動を含む)
- ★ 海難・山岳救助のために行う活動
- ★ 野焼き又は山焼きを行う活動
- ★ その他、危険度が高いと認められる活動(重機や業務用のチェーンソーを使用する作業など)
- ★ 専ら個人又は同好会などの仲間のために行う活動
- ▼ 専らその団体のために行う活動(学校ボランティア活動、PTA 奉仕作業等は対象となります)

1

傷害事故 (活動者自身が死亡したとき、ケガをしたときの補償)

- ●活動中に発生した事故によって、活動者が死亡・ケガをした場合に保険金が支払われます。
- ●補償対象者:対象となる活動(P1参照)を行う指導者等、運営スタッフ及び活動従事者
- ※単なる観覧者、見物人、講座等の受講者、ボランティア活動のサービスを単に受ける人、乳児等(自発的 にボランティア活動に参加しない人)は対象外

区分	内容	補償金額(限度額)
死亡補償	傷害事故を原因として、当該事故の日から180日 以内に死亡したとき	1人につき300万円
後遺障害 補償	傷害事故を原因として、当該事故の日から180日以 内に後遺障害を生じたとき	1人につき9万円以上300万円以下(保険約 款で定める区分による)
入院補償	傷害事故を原因として、生活機能又は業務能力の滅失を 来し、かつ入院して医師の治療を受けたとき	1人1日につき3,000円(入院した治療日数 に応じて傷害事故の日から180日を限度と する。)
手術補償	入院補償が適用され、かつその傷害の治療のために手 術を受けたとき	1回の手術に限り、3万円以上12万円以下 (保険約款で定める区分による)
通院補償	傷害事故を原因として、生活機能又は業務能力の減少を 来し、かつ医師の治療を受けたとき	1人1日につき2,000円(通院した治療日数 に応じて傷害事故の日から180日までの間 において90日を限度とする。)

※補償対象とならない事故等…被補償者の脳疾患・疾病・心神喪失による場合、被補償者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為による場合、ムチウチ症や腰痛で医学的他覚所見のないもの、地震・噴火・洪水などの自然災害、戦争・外国の武力行使・暴動・労働争議・政治的社会的騒じょう、保険契約者・被保険者またはこれらの代理人の故意、被保険者が占有・使用または管理する車両または動物に起因する事故、施設の建設・改築・改造・大規模な修理などの工事に起因する事故

賠償責任事故(他人にケガを負わせてしまった・他人の物を壊してしまったときの補償)

- ●活動中に活動者の過失により他人にケガを負わせてしまった、他人の物を壊してしまったなどの結果、被害者から損害賠償を求められ法律上の賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。
- ●補償対象者:対象となる活動(P1参照)を行う市民団体等(※1)及び指導者等
 - (※1) 市民団体等…市民(市外居住者を含む)により、地域ボランティア活動を行うため自発的に構成された団体で、市内に活動の拠点を有するもの
- ※単なる観覧者、見物人、講座等の受講者、ボランティア活動のサービスを単に受ける人、乳児等(自発的 にボランティア活動に参加しない人)は対象外

区分	内容	補償金額(限度額)
身体賠償	第三者の身体に損害を与えた場合	1人につき1億円、1事故につき3億円
財物賠償	第三者の財物に損害を与えた場合	1事故につき1,000万円
保管物賠償	第三者からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損 などにより被害を与えた場合	1事故につき300万円

※補償対象とならない事故等…被保険者と同居の親族に対して負担する賠償責任、参加者の一時預かり品の紛失・き損・汚損などの賠償責任、保険契約者・被保険者またはこれらの代理人の故意、戦争・外国の武力行使・暴動・労働争議・政治的社会的騒じょう、被保険者が占有・使用または管理する車両または動物に起因する事故、地震・噴火・洪水などの自然災害、施設の建設・改築・改造・大規模な修理などの工事に起因する事故

鹿沼市地域ボランティア活動補償制度に関するQ&A

(1)制度の利用や手続きについて

- Q1. ボランティア活動補償制度を利用するにあたり、事前に確認すべきことはありますか?
 - A. 活動実施前に「活動内容が補償の対象であるか」、「補償内容(金額等)が充分であるか」をご確認ください。
 - ○対象…事前の加入手続きは不要です。(補償の対象であるか不明な場合は、協働のまちづくり課まで)
 - ×対象外、補償内容(金額等)が充分でない等…個別の保険に加入してください。

(2)対象になる人・活動について

- Q2. 市外に在住する人が、鹿沼市内で活動を行った場合は対象になりますか?
 - A. 鹿沼市内の団体の一員として活動していれば対象になります。
- Q3. ほっとサロンの活動に従事した場合は対象になりますか?
 - A. サロンの<u>運営側のスタッフ</u>は対象になります(参加者は対象外)。
- Q4. <u>個人で行った</u>草刈りでケガをした場合は対象になりますか?
 - A. 個人が自発的に個人の意思で行った活動については対象になりません。
- Q5. 草刈り機を使用してケガをした場合は対象になりますか?
 - A. 対象になります。ただし、重機や業務用チェーンソー、野焼き、山焼きなど<u>危険度が高いと判断される場合</u>は、補償の対象になりません。
- Q6. 草刈り機で石を飛ばし、車に傷をつけてしまった場合は対象になりますか?
 - A. 活動中の過失により、<u>第三者の財物や身体</u>に損害を与えた場合は賠償責任補償の対象となります。 けが人の有無等を確認後、協働のまちづくり課にご連絡(土日祝の場合は翌営業日)ください。また、速やか に事故現場の状況を撮影してください。
- Q7. 地域の有志数名をつのり、山林の状況を確認する活動は対象になりますか?
 - A. 個人的に有志をつのる等の仲間内で行う活動は対象外となります。
- Q8. 地元の神社の祭りの準備中に、主催の自治会員が転んでケガをした場合には対象になりますか?
 - A. 自治会主催の祭りは、地域に開かれた祭りであると判断されるため、対象となります(氏子の参加のみで、 地域の人が自由に参加できないものは、宗教活動とみなされるため対象外)。
- Q9. 学校の行事で楽器を車にぶつけてしまいましたが、賠償責任補償の対象になりますか?
 - A. 学校の行事として行われたイベントの場合は対象外となります。
- Q10. 市外でのボランティア活動において、物品を壊した場合は対象になりますか?
 - A. 国内における地域活動は対象となります。
- Q11. 自治会活動で、横断歩道を子どもたちが安全に渡れるように交通誘導をしていた際、走って来た車にはねられてしまいましたが、対象になりますか?
 - A. 補償の対象になります(活動者自身が車を運転して起こした事故は対象外)。
- Q12.地域で行われるレクレーションに参加する人は、対象となりますか。
 - A. 以下の条件を全て満たす場合には対象となります。
 - (1)親睦(地域住民の交流により、よりよいまちづくりを目指す等)のためのイベントである
 - (2)自主的に構成された市民団体が行う、公益を目的とした活動である
 - (3)参加者名簿等の作成を行う等、参加者の事前認定を行っている
 - (4)運営者側と参加者側の隔たりが無く、皆で目的を果たそうとする活動である

事故発生から保険金支払まで

①事故発生

□速やかに、協働のまちづくり課へ連絡(土日祝の場合は翌営業日)し、事故の 状況を伝えてください。 **६**0289-63-2241 状況確認後、必要書類についてご説明します。

□(賠償事故の場合は)必ず事故現場の状況を撮影してください。



②市に提出

【提出する資料】 ※提出期限の目安…事故から3週間以内

- □事故報告書(市様式)
- □活動団体の活動根拠となる資料(会則、開催通知等)
- □当日のボランティア活動参加者名簿
- □ (賠償事故の場合は)事故状況の写真、修理見積書、請求書等
- ※その他、必要に応じて提出書類が追加となることがあります。



保険会社審査の結果、補償に該当した場合



③市に提出

【提出する書類】

- □保険金請求書(保険会社様式)
- □治療費領収書の写し(返却不要の場合は原本可)
- □診察券の写し
- ※その他、必要に応じて提出書類が追加となることがあります。



保険金支払

お問い合わせ先・担当課

鹿沼市 市民部 協働のまちづくり課 市民協働係

〒322-8601 鹿沼市今宮町1688-1(行政棟2階 7番窓口)

電 話:0289-63-2241 FAX:0289-60-1001

受付時間:平日8時30分から17時まで

